

エコリーフ環境ラベルプログラム

レビューパネル設置運営規程

文書管理番号：JR-03-03

一般社団法人サステナブル経営推進機構

変更履歴

訂番	年月日	頁	内容
03	2019年10月1日	-	運営者およびプログラム名変更。
02	平成30年2月16日	2	第2条業務の変更（登録データ判定の切り分け）。
01	平成29年4月28日		制定。エコリーフプログラムとCFPプログラムの統合により、新規作成。

(規程の目的)

第1条 本規程は、一般社団法人サステナブル経営推進機構（以下、「機構」という）が運営管理する「エコリーフ環境ラベルプログラム」（以下、「本プログラム」という）において、製品カテゴリールール（以下、「PCR」という）認定に関する最終判定、検証に関する検証・審査結果の確認、登録データ認定の最終判定を行う「レビューパネル」の設置運営等について定める。

(業務)

第2条 レビューパネルは、以下の確認及び最終判定を行う。

- (A) PCRの認定に関する最終判定
- (B) 登録データの評価・最終判定
- (C) 本プログラムにおける検証方式の一つである個別検証方式に関する検証結果の確認
- (D) 本プログラムにおける検証方式の一つであるシステム認証方式に関する審査結果の確認

(構成)

第3条 レビューパネルは、その業務内容ごとに本規程の第4条で任命した委員の中から3名程度の委員を機構が指名して構成する。なお、第2条(A)については、少なくとも1名の委員長と2名の委員で構成されなければならない。

(注) 本ラベル検証申請事業者等の利害関係者および検証員、PCR認定申請事業者等の利害関係者は、対象となる審議案件に係るレビューパネルの委員になることはできない。また、第2条(A)における議長は対象製品群に関わる産業から独立していなければならない。

(委員の力量・任命)

第4条 委員は、機構の環境ラベルプログラムに係わる知見を有する者、LCA手法の専門家、検証またはシステム審査の熟練者の中から、本人の承諾の下に機構が任命する。第2条(A)、(B)については、必要に応じて外部の委員を委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員の再任はこれを妨げない。

- ② 補充または増員により就任した委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(議長)

第6条 議長は、第3条に基づく委員の指名時に機構が指名する。

- ② 議長は、判定結果のとりまとめを行う。

(招集等)

第7条 機構は、委員を招集しレビューパネルを開催する。

- ② レビューパネルは、機構の判断により書面での確認、最終判定を行うことができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をレビューパネルに出席させ、説明および意見を聴取することができる。

(秘密の保持)

第9条 委員及び委員以外の出席者は、レビューパネルにおける確認および最終判定、配布資料等で知り得た秘密を要する情報については、第三者に漏洩してはならない。

(レビューパネルの公開)

第10条 レビューパネルは、会議および議事録を非公開とする。

② なお、第2条(A)については、PCRレビュー報告を申請者に対して発行する。

(庶務)

第11条 レビューパネルの庶務は、機構において処理する。

以上